

通学区域「特認校」制度について

「特認校制度」について

延岡市では、通学区域に関する規則に定められた通学区域により、住所に基づいて就学すべき学校を指定しています。

特認校制度とは、これらを前提としながらも、豊かな自然環境のもと、特色ある教育を推進している学校を「特認校」として指定し、保護者及び児童生徒の希望により、特認校の趣旨に賛同し、教育活動等に協力をする場合に限り、他の通学区域からの就学を認め、指定校の変更を行う制度です（校区外通学を認める制度です）。

【対象校（特認校）】

- ・ 黒岩小学校 （延岡市大野町 744 番地 2 TEL:0982-29-1111）
- ・ 黒岩中学校
- ・ 三川内小学校 （延岡市北浦町三川内 2761 番地 TEL:0982-42-1117）
- ・ 三川内中学校
- ・ 浦城小学校 （延岡市浦城町 346 番地イ TEL:0982-43-0453）

就学の条件など

【対象者】

保護者及び児童生徒が延岡市に住所を有すること。

【就学の条件】

- ① 児童生徒とその保護者の両方が、就学を希望する特認校の特色や教育指導方針に理解があり、その内容に賛同するとともに、特認校の教育活動に協力できること。
- ② 児童生徒が保護者の責任と負担により通学できること（スクールバス等はありません。保護者による送迎ができること）。
- ③ 保護者が特認校のPTA活動に賛同し、協力すること。
- ④ 原則として、1年以上の通年通学を行うこと（特認校の受け入れは、卒業まで行います。）
※ 例えは、夏休みや冬休みのみという入学は認められません。
- ⑤ その他、教育委員会並びに特認校の指示に従うこと。

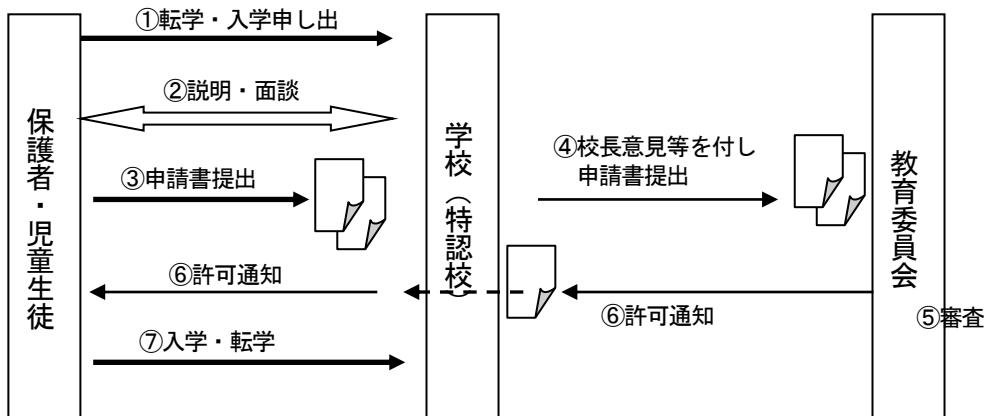
【受入人数等】 毎年度、募集時に決定。

特別支援学級はその学級が設置され、受け入れが可能な場合に転入学の可否を判断。

申請手続きなど

- 申請前に学校の見学や校長との面談等を行っていただきます。その内容や日程は学校に相談してください（学校と打ち合わせをしたうえで面談等を実施）。
- 申請書は各学校に用意しています（「校区外通学許可願い」の様式）
- 定員に達しない学年がある場合には、年度中途でも受入（転学）を行います。
- 特認校への通学許可の申請は、毎年度行います（年度更新制）。

【申請締切】 4月からの転学・入学は、2月上旬頃まで
ただし、定員に達していない場合には、締切後も受け付けます。



(※) 申請は、毎年度行います（年度更新制）。

その他

- 特認校入学許可後において、申請の事実と異なり、この制度の趣旨に添わない事由が生じ、支障があると教育委員会が認めるときには、許可を取り消すことがあります。

【問い合わせ先】

各特認校又は延岡市教育委員会 学校教育課までお問い合わせください。

- ・黒岩小学校 (延岡市大野町744番地2 TEL:0982-29-1111)
- ・黒岩中学校
- ・三川内小学校 (延岡市北浦町三川内2761番地 TEL:0982-42-1117)
- ・三川内中学校
- ・浦城小学校 (延岡市浦城町346番地イ TEL:0982-43-0453)
- ・延岡市教育委員会 学校教育課 (TEL:0982-22-7031)